

佐賀県告示第 162 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第 6 期）を次のとおり変更したので、同条第 3 項において準用する同法第 4 条第 5 項の規定により告示する。

令和 6 年 8 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

（「次のとおり」は、省略し、その計画書を佐賀県農林水産部生産者支援課、県庁行政の窓口及び各総合庁舎県政情報コーナーに備え置いて、縦覧に供する。）